

子供と高齢者の交通事故防止

*みんなを守る 早めのライトと反射材



秋の全国交通安全運動

平成27年 9月21日(月)~9月30日(水)

9月30日(水)は
「交通事故死ゼロを目指す日」です

運動重點

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
 - (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (3) 飲酒運転の根絶
 - (4) 早めのライト点灯の推進

「交通安全意識を高める日」 9月21日(月)

「交通事故死ゼロを目指す日」9月30日(水)

平成27年度 秋の全国交通安全運動 重点項目

運動の基本

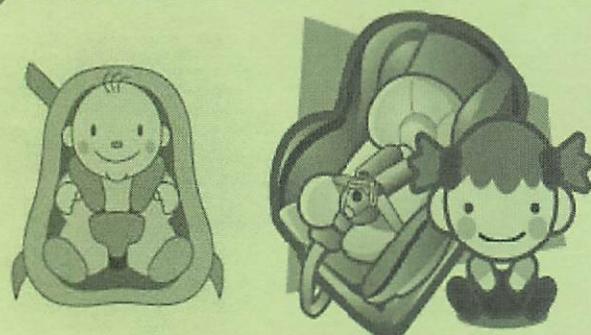
子どもと高齢者の交通事故防止

通学中の児童が交通事故の被害者となるなど、依然として道路において子どもが危険にさらされています。また、交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占めていることから、社会全体で子どもと高齢者を思いやり、交通事故を防止しましょう。

① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用及び自転車前照灯の点灯の徹底)

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、夕方や夜間には重大事故につながるおそれのある事故が多発します。夕暮れ時、夜間の交通事故防止のため、歩行・自転車乗用時には、反射材用品等の着用及び自転車の前照灯の点灯を徹底しましょう。

② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



※ 6歳未満のお子さまにはチャイルドシートの着用が定められています



③ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質危険な犯罪です。その危険性、反社会性を市民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」尼崎を実現し、飲酒運転を根絶しましょう。

④ 早めのライト点灯の推進

夕暮れ時は人や車の動きが活発となるほか、視認性の低下による交通事故の多発が懸念されます。早めに車両のライトを点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。

飲酒運転追放「三ない運動」

- ・酒を飲んだら車を運転しない
- ・運転するときは酒を飲まない
- ・運転する人には酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。



早めのライト点灯推奨時間

- ・4~9月 午後5時
- ・10~3月 午後4時

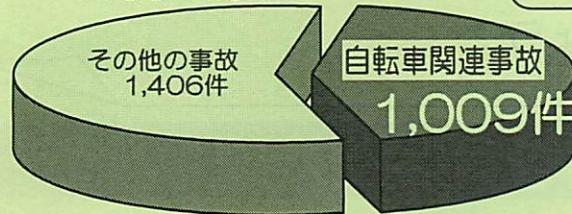


尼崎市ではこんなに自転車の事故が…

※ 平成26年の人身事故に占める自転車関連事故の割合

⇒ 尼崎市 41.7%

人身事故総数 2,415件



昨年は、
121人に交通切符警告、
45,322人に口頭警告を
しています。

保険への加入を！

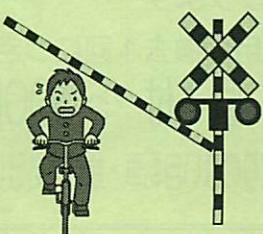
- ・兵庫県内で自転車を利用する方に保険等への加入が義務化されます。
- ・義務化される保険等は、自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険または共済をいいます。
- ・自分に合った保険を選択して加入しましょう。



あなたのこんな行動が事故につながります

遮断踏切内侵入

罰則 3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



傘さし運転

罰則 5万円以下の罰金



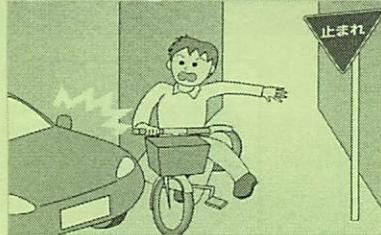
スマホや携帯のながら運転

罰則 5万円以下の罰金



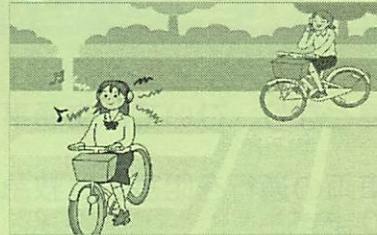
信号無視・一時不停止

罰則 3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



大音量で音楽等を聴取

罰則 5万円以下の罰金



夜間の無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金



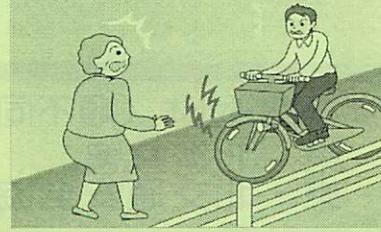
二人乗り運転

罰則 2万円以下の罰金、料金



歩道上での歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金、料金



飲酒運転

罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



※ 自転車も車の仲間です。交通ルール・マナーは必ず守りましょう!!!

【平成27年6月1日 改正道路交通法施行】

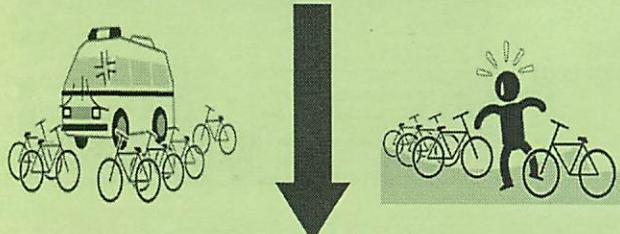
危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

信号無視や酒酔い運転、一時不停止など14項目の「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと、公安委員会から「自転車運転者講習（手数料5,700円）」が命じられます。命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

ルールを守って安全運転を心がけましょう。

どちらがお得？～駐輪場を利用しましょう～

道路上に置かれた放置自転車が引き起こす問題とは？



- ・高齢者・障がい者の方が安心して通れません。
- ・緊急車両の通行の障害となります。
- ・街の美観が損なわれます。

あなたの自転車どこにとめますか？

●駐輪場にとめた場合

※主な駐輪場の利用料金

1日利用：150円

(定期)1ヶ月：2,100円 3ヶ月：5,900円

(料金等は駐輪場によって異なる場合がありますので、詳細はそれぞれの駐輪場へ確認してください。)

●道路にとめた場合

※撤去される場合があります

撤去自転車の返還費用 撤去1回につき、

自転車：2,500円 原付：5,000円

(撤去後、1ヶ月を経過しても引き取りのない自転車・原付は処分します。)

※駐輪場及び自転車の撤去等については、ホームページをご覧ください。【尼崎市 自転車】で【検索】

地域ぐるみで迷惑駐車を追放しましょう！

不法・迷惑駐車は、道路通行の支障となり、ひいては交通事故の誘因となります。

また、消防車や救急車などの緊急車両の通行を阻害し、救急救命活動にも支障をきたすおそれがあります。

市では迷惑駐車追放のためのステッカーを配布しております。

町内会・PTAの活動などで活用を希望される場合は、生活安全課までお問い合わせください。



見本

〈秋の全国交通安全運動 推進機関・団体（順不同）〉

尼崎市

尼崎南・東・北警察署

尼崎市教育委員会 尼崎南・東・北交通安全協会 尼崎市市民運動推進委員会

尼崎市生活安全課 TEL 6489-6502